平成２３年（フ）第７７０号
千葉市中央区浜野町1025番地315
債務者　高知尾洋充
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５１号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目９番13―811号
債務者　藤田　素久
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９６号
千葉県船橋市西船２丁目７番29号　グローリー西船201号
債務者　鈴木賢太郎
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３４号
千葉県市原市ちはら台西５丁目３番地１　ソフィアパレス206号
債務者　関根　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３５号
千葉県市原市ちはら台西５丁目３番地１　ソフィアパレス206号
債務者　関根小百合
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７３号
千葉県習志野市東習志野４丁目６番３―101号
債務者　横濱　耕三
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７９号
千葉市美浜区高洲２丁目３番７棟405号
債務者　佐々木美紀
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９１号
千葉市緑区おゆみ野４丁目29番地１　サニーサイド鎌取202号
債務者　小山内卓也
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１４号
千葉県市原市白塚609番地の１　市営白塚住宅Ｂ７棟34号
債務者　行木　邦明
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３１号
千葉県市川市幸２丁目10番23号　行徳ファミリオＤ―15
債務者　平塚　鈴子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８号
千葉県鴨川市金束20番地　金束団地Ｂ―５号
債務者　鎌田真理子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３４２号
石川県白山市千代野西７丁目３番地10
債務者　大野　朝美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９８号
金沢市四十万町北ル６番地12、従前の住所石川県能美市大浜町井281番地９
債務者　西山恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２５号
石川県石川郡野々市町字三納382番地の１　雇用促進住宅野々市宿舎１号棟110号室、従前の住所石川県石川郡野々市町野代二丁目36番地
債務者　増田　茂穂
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２９号
金沢市暁町11番41号、従前の住所石川県河北郡内灘町字アカシア２丁目187番地
債務者　豊田　純江
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号
福井市北四ツ居１丁目26番８号　コーポハピネス103号
債務者　渥美　英雄
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
福井市高木北２丁目909番地　Ｔレックス201
債務者　山　　一男
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係